

鎌 総 第 2613 号

令和 3 年 (2021 年) 1 月 8 日

鎌倉市議会議長

久 坂 くにえ 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第 10 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (市民生活部商工課、総務部職員課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 10 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」の取扱店舗の違法行為について再三指摘しているが、別紙写真の通り野放し状態である。観光厚生常任委員会の部長答弁通り、恒常に違法状態の店舗の「縁むすびカード」使用取り消しをしていただく必要があるが如何か。

状況をメールで伝えてあるが、商工課は無視しており大変無礼である。更に地図が間違って表示される事も伝えたが何の返事も無く、是正もされていない。一体どういう事か？

商工課は地方自治法違反であると共に、職員行動憲章違反であるので職員課から指導をしていただく必要があるが如何か？

2 質問の理由

違法状態が野放し。地図の是正がされていない。議員の指摘を無視している。

3 答弁

文書質問第 7 号でも回答いたしましたが、鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業の取扱店舗登録にあたっては、各事業者から法令順守等についての誓約書をいただくとともに、本事業の趣旨に反する事業活動があった場合は、府内の関連法令主管課及び関係機関とも情報共有・連携を図りながら、その是正を求めていくなど、適切な対応をすることとしており、ご指摘いただいております取扱店舗についてもその取り組みを行っているところです。

また、縁むすびカード公式ウェブサイトに表示している地図ですが、システムの都合により、事業者の申請通りに所在地を入力すると正確に認識できず、所在地を正しい位置に表示できない事例がありました。このことについては、これまで対応策を検討してまいりましたが、システムの改変は困難との結論に至り、このままでは閲覧いただく方に誤解を与えてしまうことから、地図の表示を中止することといたしました。

上記のとおり、各担当課において法令に則り適正な対処に努め、誤りや市民の誤解が生じないよう対応しているとともに、新たな事案に対しても同様に対応してまいります。